

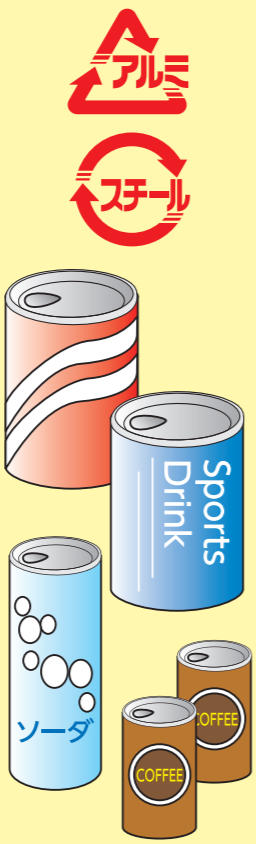
旭川市事業系ごみ分別一覧表

事業系一般廃棄物の分別区分と例

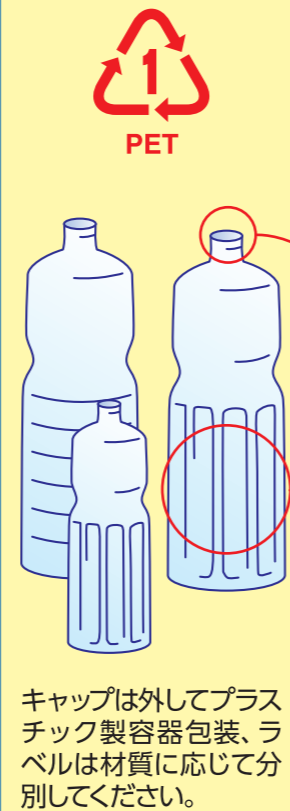
古紙



空き缶



ペットボトル



プラスチック製容器包装



燃やせるごみ



燃やせないごみ



産業廃棄物

業務上排出された次の品目は産業廃棄物に該当します。

あらゆる事業活動に伴うもの

- 燃え殻
- 汚泥
- 廃油
- 廃酸
- 廃アルカリ
- 廃プラスチック類
- ゴムくず
- 金属くず
- ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- 鉱さい
- がれき類
- ばいじん

特定の事業活動に伴うもの

- 紙くず
- 木くず
- 繊維くず
- 動植物性残さ
- 動物系固形不要物
- 動物のふん尿
- 動物の死体

- 上記のものを処理したもので上記に該当しないもの
- 輸入された廃棄物

産業廃棄物は産業廃棄物の処理業者に処理を委託してください。

(書面による委託契約、マニフェストの交付が必要です)

出し方の注意

- 細かい分別方法については、必ず回収業者と協議してください。
- 紙パックは、必ずすずいでおいてください。
- アルミやビニールコート、ろう引き、薬品処理されている紙(カーボン紙・ノンカーボン紙など)は資源化できません。
- シュレッダー紙についてもリサイクル可能ですので回収業者と相談してください。

- アルミ缶とスチール缶を分ける必要はありません。
- 中身を出し切り、すずいでください。

- 従業員等の個人消費に伴って排出されるペットボトルに限ります。
- 中身を出し切り、すずいでください。
- キャップはプラスチック製容器包装、ラベルは材質に応じて分別してください。

- 従業員等の個人消費に伴って排出されるプラスチック製容器包装に限ります(業務上出たものは産業廃棄物として処理してください)。
- 中身を出し切り、すずくなどして必ず汚れを落としてください。

- 生ごみは必ず水切りしてください。
- 太い骨・枝や多量の冷凍物はいれなさいでください。
- 廃油は産業廃棄物です。
- 資源化できる紙はできるだけ資源化しましょう。
- 個包装食品等のプラスチックパック、ビニール類は取り除いてください。

- 産業廃棄物は適正に処理してください。(右記、産業廃棄物の欄を参照してください)
- 従業員等の個人消費に伴って排出される燃やせないごみに限ります。
- 多量のライターなどは、別袋に入れてください。

保管場所

収集日

曜日

曜日

曜日

曜日

曜日

曜日

●収集運搬許可業者名

☎ ()

●古紙回収業者名

☎ ()

【お問い合わせ】

- 事業系ごみ分別について・・・旭川市クリーンセンター 36-2213
- 産業廃棄物処理について・・・環境指導課 廃棄物指導係 25-6369
- 燃やせるごみの処分について・・・旭川市近文清掃工場 53-8989
- 燃やせないごみの処分について・・・旭川市廃棄物処分場 59-4646

